

(平成26年6月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

中国（島根）厚生年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年1月、同年3月及び同年4月は11万円、同年5月は10万4,000円、同年6月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月19日から56年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和56年1月、同年3月、同年4月、同年5月及び同年6月については、申立人が提出したA社の給与支払明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額を事業主により支給され、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える同保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和56年1月、同年3月及び同年4月は11万円、同年5月は10万4,000円、同年6月は11万

円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該期間に係る上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 55 年 12 月及び 56 年 2 月については、上記の給与支払明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える同保険料を事業主により給与から控除されているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

中国（岡山）国民年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年12月まで

私は、申立期間に自身で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金の記録では第3号被保険者期間とされている。

申立期間の保険料を重複して納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に、「あなたは、昭和61年4月1日から第3号被保険者となりましたのでお知らせします」と記載された社会保険庁（当時）からの申立人宛ての郵便はがきが貼付されており、併せて貼付箇所に、「昭和61年3月マデ納付」「61年4月から第3号被保険者となる」のメモ書きがあることから、当時、申立人は、自身が第3号被保険者であること及び昭和61年4月からの国民年金保険料の納付は不要であることを知っていたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、申立人が昭和50年10月3日から国民年金の任意加入被保険者であるとする入力処理が61年1月6日に行われていることから、制度の改正により同年4月1日に第3号被保険者となる申立人に、A市から同年4月以降の国民年金保険料納付書が送付されたとは考え難い。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の納付記録欄に第3号被保険者であることを示す記号が表示されている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（鳥取）国民年金 事案 1517（鳥取国民年金事案 136 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和33年8月から同年12月までの期間、34年6月から同年10月までの期間、36年9月から37年12月までの期間、38年1月から同年11月までの期間、39年5月から同年7月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、40年4月、同年5月、41年10月から42年3月までの期間、同年9月から43年8月までの期間、同年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年8月から同年12月まで
② 昭和34年6月から同年10月まで
③ 昭和36年9月から37年12月まで
④ 昭和38年1月から同年11月まで
⑤ 昭和39年5月から同年7月まで
⑥ 昭和39年10月から同年12月まで
⑦ 昭和40年4月及び同年5月
⑧ 昭和41年10月から42年3月まで
⑨ 昭和42年9月から43年8月まで
⑩ 昭和43年11月から45年3月まで

前回、申立期間④から⑩までの期間について、私の妻が、社会保険事務所（当時）の職員と思われる女性に勧められ、夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、併せてそれまでの国民年金保険料をまとめて納付したが未納になっているとして、記録の訂正を申し立てたが、認めることはできないとの通知を受けた。

今回、私の妻が、昭和39年か40年頃に、遡って夫婦二人分の国民年金保険料として3万円を納付し、さらにA市に引っ越しすることになった45年11月に9万円を納付したということ思い出した。

また、新たに、申立期間①から③までの期間について申し立てるので、併せて、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立て（申立期間④から⑩まで及び昭和63年6月から平成4年3月までの期間）において、申立人は、昭和44年頃に社会保険事務所の職員が訪ねてきて、国民年金への加入を勧めたことから国民年金の加入手続を行い、併せてそれまでの未納分を一括納付したはずであると申立てしているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で、同年11月15日に払い出されており、この時点で申立期間④から⑧までは既に時効となっており、未納の期間全てを一括で納付することはできないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人の妻（平成13年死亡）が行ったとしており、申立人は保険料の納付に関与していないため、詳細が不明であり、申立人の妻の納付記録を見ると、申立人と同様に未納（20歳となった昭和39年9月以降の記録）となっていること、iii) A市の記録でも未納となっているほか、申立期間は8回に及び、特に申立期間④から⑩までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくいことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成21年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は提出していないが、改めて申立人の妻が、昭和39年あるいは40年及び45年11月に、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、上述のとおり昭和44年11月15日にB市C区に払い出されたことが確認でき、この払出日以降に同区において加入手続が行われ、申立人は20歳到達時である38年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられることから、加入手続の時点では、申立期間④から⑧までの期間と申立期間⑨の一部期間は、時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻が国民年金保険料を納付したとする昭和45年11月の時点で、申立期間④から⑩までの期間は、特例納付等により保険料を納付することが可能であるが、推定される保険料額に比べ、申立人の妻が納付したとする金額が多額であり、大きくかけ離れている。

さらに、申立人の旧姓及び現姓による名前について、オンライン記録で氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に上述の記号番号とは別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないなど、鳥取委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

一方、今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに申立期間①、②及び③について申し立てしているが、申立期間①及び②は、国民年金制度の運用開始前で

あり、国民年金被保険者となることはできず、申立期間③は、申立人が 20 歳未満の期間であることから、国民年金に加入できる 20 歳に到達しておらず、国民年金被保険者となることはできない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1518（広島国民年金事案 927、1173 及び 1364 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

今回、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける新たな資料や証言は無いが、申立期間当時、自治会で集金していた国民年金保険料の集金リストに私の名前があったのを覚えている。

私が国民年金保険料を納付したことは間違いないので、証拠書類が無いことだけで判断されるのは、どう考えても納得できない。再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者として資格取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び A 市の申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、61 年 9 月 16 日に払い出されたものと推測されるとともに、申立人は、51 年*月に結婚後、住所を B 町内で移動しているが、同一町内であり、姓名に変更が無いことから、申立期間において申立人に別番号が払い出されたことは考え難いこと、iii) 申立人は結婚後に国民年金の加入手続を市役所で行った記憶は無いとし、申立期間に年金手帳が交付された記憶も無いとしているが、A 市国民年金担当課では、国民年金の資格取得手続について、本人が市役所で手続を行う必要があり、加入手続がなされた後に市役所から各自治会に被保険者名簿を渡して、集金を依頼していたことなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成 22 年 8

月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、申立人は、自治会が別人の国民年金保険料の納付記録と申立人の記録を取り違えて管理していたと主張しているが、改めて確認したところ、i) A 市における自治会による国民年金保険料の集金に係る事務処理の流れから、国民年金に加入した記録の無い申立人に納付書が発行されることはなく、仮に発行されていたのであれば、申立人名の金融機関の領収証が発行されることとなり、自治会の集金担当の班の幹事（毎年交代）及び担当役員（厚生部長）が、申立期間のうち約 5 年以上を、申立人が主張するように同じ班の別人と申立人の記録を取り違えて管理していたとは考え難いこと、ii) 申立人が挙げる別人は昭和 52 年 4 月から B 町自治会に所属しているが、申立人が同じ班に所属したのは、55 年 8 月以降であり、後で所属した申立人が別人と誤って記録されていたとは認め難いこと、iii) 申立人は、申立期間のうち 51 年 12 月から 55 年 7 月までは、B 町自治会の別の班に所属し、申立人が当該班の幹事をしているときに「国民年金保険料の集金リスト」に自分の名前もあり、保険料を自治会の集金により納付したとしているが、当時の納付に関する関連資料は無いことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3 回目の申立てについては、i) 申立人は、昭和 55 年 4 月の自治会の幹事会に参加した際に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A 市国民年金担当課は、「国民年金の資格取得手続は、本人が市役所で手続を行う必要がある。」としていること、ii) 社会保険事務所（当時）の「国民年金手帳記号番号払出簿」により、当初の申立期間の始期である 51 年 3 月 4 日から申立人の第 3 号被保険者の資格取得日である 61 年 4 月 1 日までの間に記号番号を付与された資格取得者 6 万 7, 569 人について氏名を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間に申立人の資格取得の事務処理が行われた形跡は見られないこと、iii) A 市役所は申立期間当時の B 町自治会に係る「国民年金保険料収納原簿」は保管しておらず、当該自治会における具体的な国民年金保険料の集金対象者の氏名は不明であることなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成 24 年 4 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付したとするなどの従来の主張を述べるのみで、新たな資料や情報は無いことから、当委員会においてこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を再度検討したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は無く、ほかに広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3101（岡山厚生年金事案 348 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
私は、A事業所に昭和 34 年 11 月から 39 年 3 月まで 4 年間程度勤務していた。

しかし、昭和 35 年 6 月 1 日以降の厚生年金保険の記録が無いことから訂正を申し立てたが、認めることはできないとの通知を受けた。

この度、A事業所に勤務していた当時の同僚の名簿を入手したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA事業所への入社時期及び勤務期間について、「高校卒業後の 11 月から 4 年間程度勤務した。」と述べているが、同僚等は、「私が昭和 32 年に入社した時、申立人は既に勤務していた。」及び「申立人の入社は、高校卒業後しばらくしてからだった。」と証言していることから、申立人の勤務期間は昭和 31 年 11 月から 35 年までの期間と推認され、同社の厚生年金保険の新規適用年月日が、34 年 11 月 1 日であることから判断すると、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録に不自然さはいかたがえなこと、ii) 申立期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いこと、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 5 月 28

日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A事業所に勤務していた時の同僚の名簿を提出しており、同名簿により初回申立時に聴取を行った者1人を含む15人に照会したところ、11人から回答があり、そのうち8人が申立人を知っていると回答している。

しかしながら、申立人のA事業所での在籍期間について回答があったのはそのうち4人であり、いずれも、昭和34年11月以前から申立人が勤務していた記憶があると回答しているものの、申立期間における申立人の勤務については、不明あるいは明確な時期は記憶していないと回答しており、申立人の申立期間における在籍は確認できない。

このほか、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月頃から 49 年頃まで

私は、昭和 46 年 11 月頃から 49 年頃まで A 社の B 業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述等から、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月 10 日から 47 年 3 月 12 日までの期間及び同年 10 月 4 日から 48 年 3 月 15 日までの期間に、A 社で C 職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 社で C 職の世話役であったとする者は、「A 社では、C 職は毎年 10 月頃から翌年 3 月頃まで臨時的雇用の季節労働者として勤務していたが、厚生年金保険には加入させていなかった時期がある。」と供述している上、申立人が記憶する同僚のうち一人は、申立人同様、雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が記憶する別の同僚は、「年号が平成に変わる頃に、季節労働者も厚生年金保険に加入させるようになったと記憶している。」と供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、昭和 60 年 11 月以降については、毎年 10 月又は 11 月から翌年の 4 月又は 5 月までの期間について被保険者資格を有する者が複数確認できる一方、同年 10 月以前の期間については、同様の被保険者は確認で

きないことから、同社では、申立期間当時、季節労働者については厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は平成17年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、前述の被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年頃から 40 年頃まで

私は、事業所の名称及び勤務時期は明確に覚えていないが、20 歳頃から 22 歳頃まで A 社又は同社の系列会社が経営する B 事業所で勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚のうち一人が、申立期間において、A 社及び同社の系列会社とみられる C 社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A 社又は C 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社は昭和 40 年 2 月に A 社と合併し解散しており、A 社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の在籍が確認できない。」と回答している。

また、上記の同僚は既に死亡し、申立人が記憶する別の複数の同僚は個人を特定することができない上、申立期間に A 社及び C 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 11 人に照会したが、回答のあった 6 人全員が申立人を覚えていないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、A 社及び C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、申立人の両社に係る雇用保険の被保険者記録も確認することができない。

加えて、申立人が申立期間後に勤務した事業所から提出された申立人が記載した履歴書の申立期間における職歴は「D事業所経営」とされており、申立人が主張する職種とは相違している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3104（鳥取厚生年金事案 553 及び中国（鳥取）厚生年金事案 2941 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 35 年 4 月まで
② 昭和 35 年 4 月から同年 7 月 1 日まで

申立期間①については、A社にB職として勤務し、申立期間②については、C社に販売員として勤務したので、これまで2回にわたり申し立てたが、第三者委員会から、記録の訂正は認められないとの通知があった。

今回、申立期間①当時の時代背景をしのばせる写真を新たに提出するので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社の承継事業所が保管する履歴カードにより、申立人がA社に昭和29年5月26日から32年1月1日までは勤務していたことが確認できるものの、承継事業所は、「申立人に関する資料は当該カードのみであり、申立期間当時の勤務状況や給与形態については不明である。」としており、厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が所持する写真により確認できる上司及び同僚について、A社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚の一人は、「給与は歩合給で、勤務時間の拘束も無く、給与から社会保険料の控除が無かった。」と供述していること、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらないことなどから、また、申立期間②に係る申立てについては、i) C社で厚生年

金保険の被保険者記録が確認できる同僚 13 人のうち、回答のあった 9 人全員が申立人を記憶していないことから、申立人の勤務状況等を確認することができないこと、ii) C社の承継事業所は、「申立人の在籍を確認できる資料は、既に廃棄している。」と回答している上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、iii) C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番が見当たらないことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成 24 年 7 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについては、申立人は、申立期間①について、同僚一人の供述のみで判断されたと主張し、裏面に日付等が記載された写真を新たに提出しているが、i) 同僚一人の供述のみで判断したものではないこと、ii) 申立人が提出した写真から、申立人の当該期間における A 社への勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできないこと、iii) 申立期間②について、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことなどから、鳥取委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 11 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①について、新たに家族写真等を提出しているが、当該写真から、申立人の当該期間における A 社への勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間②については、申立人から新たな資料は提出されておらず、このほかに、申立期間①及び②について、鳥取委員会及び当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年8月1日まで
② 平成7年5月1日から8年8月1日まで
③ 平成11年4月1日から同年8月1日まで
④ 平成12年8月1日から14年1月1日まで

私は、平成4年5月から14年1月までA社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低くなっており、この時期に標準報酬月額が減額となる理由が思い当たらないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成14年1月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社は15年8月に破産廃止決定が確定しており、社会保険事務を行っていたとする同社の元役員は、「申立期間当時の資料は無く、標準報酬月額が減額となっている理由等は分からない。」としていることから、申立人の申立期間における給与支給実態及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同様に、申立期間②、③及び④において標準報酬月額が減額改定されている二人の同僚から提出された平成4年5月から13年12月までの期間のうち73月分の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と全て一致していることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間②、③及び④の始期において、標準報酬月額が減額改定されている者が多数確認できる上、申立期間②については、減額改定された社員 49 人のうち 31 人が申立人と同様 5 等級以上の減額となっていることが確認できることから、当該期間について、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらず、申立人及びほかの従業員に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不適切な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間①については、資格取得時決定後の定時決定において標準報酬月額が 1 等級の減額改定となっているが、定時決定の対象月となる 5 月から 7 月までの給与支給実態及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、同僚についても、申立人と同様に資格取得時決定後の定時決定において減額改定となっている者が確認できることから、当該期間について、申立人のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持しておらず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間当時、定時制高校に在籍していたが、同じ学校に在籍しA社B工場に勤務していた先輩が卒業に合わせて同社を退職することになり、その後任として、学校の紹介で昭和 35 年 3 月 1 日に同社に臨時工として入社し、37 年 3 月まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社B工場の先輩については、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は無く、先輩と同年代の同姓の者で同被保険者名簿に記載されている者は5人確認できるが、いずれも連絡先が不明のため、個人を特定することができず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない。

また、A社は、「当社が保管する当時の『厚生年金保険名簿』には、申立人は昭和 35 年 11 月 1 日に資格取得、37 年 3 月 11 日に資格喪失と記録されており、年金事務所の記録と一致している。そのほかには申立人に関する資料は保管しておらず、当時の事務担当者も不明のため、申立人の申立期間の勤務状況等は不明である。」としている上、上記の被保険者名簿に記載されている申立期間に被保険者資格を取得した者及び申立期間に被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった11人全員が申立人を記憶していないとしており、申立人の申立期間に係る勤務等について確認することが

できない。

さらに、申立人が保管するA社B工場で厚生年金保険被保険者資格を取得した時に払い出された厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和35年11月1日と記載されており、上記の被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。